

和 福 障 第 2 3 3 7 号  
令和 6 年 1 1 月 2 2 日  
( 2 0 2 4 年 )

指定児童発達支援事業所 管理者様  
指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

和歌山市福祉事務所長

### 障害児通所支援における事業所間連携加算の取扱いについて

平素より、本市の福祉行政に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月の報酬改定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、事業所間連携加算が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりとしますので通知します。

#### 記

##### 1 事業所間連携加算とは

障害児支援において、障害児やその家族のニーズ等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われることが必要であり、複数の事業所間の連携をより進める観点から、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定できる加算です。

##### 2 手続及び加算算定の流れ

別添の国通知「事業所間連携加算の創設と取扱いについて（令和 6 年 5 月 2 日事務連絡）」及び「事業所間連携加算の手続等の流れ」のとおりです。

ただし、コア連携事業所の選定及び依頼は保護者が行い、「事業所間連携加算確認書」に記載後、保護者が障害者支援課に提出します。コア連携事業所が代理で提出いただいてもかまいません。

##### 3 加算対象者の確認方法

市は、保護者から提出された「事業所間連携加算確認書」に受領印を押印のうえ、写し及びセルフプランの写しを窓口で交付し、保護者を介してコア連携事業所へ交付します。

「事業所間連携加算確認書（写し）」は2部交付します。1部は保護者控えです。

なお、事業所間連携加算は受給者証に印字されず、コア連携事業所であることを証明するのは、「事業所間連携加算確認書（写し）」であるため、運営指導の際に確認することとなりますので、大切に保管してください。

#### 4 事業所間連携加算確認書の手続きについて

コア連携事業所を変更する場合は、「2 手続及び加算算定の流れ」を再度行ってください。

サービスの更新時は再度提出不要です。

コア連携事業所以外の事業所が追加、変更、契約解除した場合は、再度提出は不要です。

なお、事業所間連携加算の解除を希望される場合は、「事業所間連携加算（解除）確認書」を提出してください。ただし、セルフプランから障害児相談支援に切り替えた場合等で、事業所間連携加算の算定要件に該当しなくなった場合、「事業所間連携加算（解除）確認書」は不要です。

#### 5 記録の報告について

コア連携事業所は、事業所間連絡会議の内容及び会議の中で整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行い、他の事業所、保護者及び市に共有する必要があります。

記録の作成の様式は自由です。市に記録を提出する際は、あわせて、各事業所より提出された対象児の個別支援計画を添付資料として提出してください。当該記録及び当該個別支援計画はホームページのロゴフォームよりデータで提出してください。

URL: <https://logoform.jp/form/fkmm/792909>

QR



#### 6 市から保護者への通知について

新規で支給決定をする際、及び、サービス更新手続の際に、別紙「事業所間連携加算の創設についてのお知らせ」を送付予定ですので、保護者から相談や依頼があるかと思えます。なお、サービス更新手続前のタイミングでも、事業所間連携加算の算定は可能です。保護者が希望する場合は、コア連携事業所が保護者へ説明の上、「事業所間連携加算確認書」を提出してください。

## 7 留意事項

本加算の詳細については、厚生労働省告示をご確認ください。

なお、算定については、「事業所間連携加算確認書」が市に提出された日以降で、要件を満たした場合にできるものとします。

## 8 添付資料

- (1) 事業所間連携加算の創設と取扱いについて（令和6年5月2日事務連絡）
- (2) 事業所間連携加算の手续と流れ（令和6年5月2日事務連絡）
- (3) 事業所間連携加算確認書及び事業所間連携加算（解除）確認書
- (4) 事業所間連携加算の創設についてのお知らせ（保護者向け）（参考）

（問い合わせ先）

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 障害者支援課

TEL: 073-435-1060

事業所間連携加算の届け出について・・・認定調査グループ

加算の算定及び記録の報告について・・・指定審査グループ